令和3年度新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金

高齢者配食サービス事業 食事提供事業委託仕様書

本仕様書は、七ヶ浜町が実施する標記事業を、社会福祉法人　七ヶ浜町社会福祉協議会（以下、「七社協」という。）が受託した。それにより七社協は、食事提供事業者に対し本事業を遂行する上で必要な事項を定めたものである。

1．委託名　　　令和3年度新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金

高齢者配食サービス事業 食事提供事業委託

2．委託場所　　　七ヶ浜町内全域

3．委託期間　　　令和3年10月1日～令和4年3月31日

4．事業目的　　　新型コロナウイルスの影響により、買い物などの外出が困

難な単身者を含む75歳以上のみの世帯及び事実上の75歳

以上のみの世帯に対し、安否確認を兼ねた配食弁当（以下、

「食事」という。）の配食サービスを行う。

5．事業対象者　 単身者を含む75歳以上のみの世帯及び事実上の75歳以上の

みの世帯（昭和22年4月1日以前に生まれた方）で、令和3

年7月1日現在で住民基本台帳に記録されている方。

ただし、施設入所者は除く。

6．委託内容　 （1）食事提供事業者は、1回あたりの提供個数は、最大20食

程度の提供が可能であること。（参考：当事業で実施期間

中に提供する見込みの総数は最大5,700食程度）

（2）提供する日は、原則として水曜日・木曜日・金曜日と

し、事業者から七社協への引き渡し時間を13:30～14:00

する。

（3）提供する食事の内容については、別添「配食サービス提

供内容基準」及び、次の点に留意すること。

ア）栄養バランスの取れた食事を計画し、対象者の嗜好を

踏まえ、対象者に楽しんでもらえるような内容にする

こと。（原則、和食）

イ）提供する食事の摂取量は、別紙「配食サービス提供内

容基準」の一食あたり摂取量以上を目安とする。

ウ）主食は原則お米とし、主菜は1～2品、副菜は2～3

品を最低限提供すること。また、併せて果物（可能な

限り季節の果物）も提供すること。ただし、汁物は提

供しないもの。

エ）提供する食事には、可能な限り間食として食べられる

ようなおやつを付けること。（例）お饅頭、プリン

オ）使用する食材は、新鮮なものを活用し、調理する際

は、対象者の年齢層を考慮し、誤嚥を防ぐため、硬さ

には十分に配慮すること。また、可能な限り季節の食

材を活用すること。

カ）食中毒対策に留意し、使用する食材には、生ものの使

用は控え、中心部までしっかり過熱し、十分に冷めて

盛り付けするなど最大限の配慮をすること。

キ）提供する食事は、使い捨て容器を使用し、割りばしと

おしぼりを付属し、ひとつひとつビニール袋に入れる

こと。

　　　　　　　　ク）包装紙または袋等には、事業者名がわかるよう表示す

ること。

ケ）対象者から食事内容の要望は想定していないが、満一

何等かの要望があった場合には柔軟な対応に努めるこ

と。

7．業務の流れ　（1）提供日1週間前に、七社協から食事提供事業者に対し

食事の発注依頼（概算で個数を発注）

（2）提供日2日前17時までに、七社協から食事提供事業

者に対し個数の確定を連絡する。

　　　　　　 　（3）当日の引き渡し時間（13:30～14:00内）に七社協が

　　　　　　　　　　食事提供事業者に出向き食事を引き受け、その後七

社協が、対象者に対し食事を配布する。

（4）食事提供事業者は当該月分を月末締めとし、1か月

分まとめて翌月10日まで七社協へ食事代金を請求する。

（5）七社協は食事提供事業者に対し、請求書を受理した

日から30日以内に支払う。

8．１食の単価　　　　1,000円（外税）

9．その他　　　（1）食事の提供において、食中毒及びその他提供した食事

に関するトラブルは、食事提供事業者の責任とする。

（2）対象者の個人情報に対し適切な管理に十分配慮し、事

業の実施に携わる職員が業務上知り得た秘密を漏らな

いよう周知徹底を図るなどの対策を適切に行うこと。

（3）業務連絡用のFAXは完備すること。

（4）本仕様書に定めのない事項については、七社協と別途

協議するもの。